江別市立江別第一中学校　いじめ防止基本方針

令和８年１１月改訂

１．基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、江別市立江別第一中学校のいじめ防止のために策定した。

この基本方針のもとに、江別第一中学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

> いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
>
> いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
>
> いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
>
> （いじめ防止対策推進法第３条）

２．いじめの定義、いじめの理解

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（いじめ防止対策推進法第２条）

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第１７６条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第２０２条）
顔面を殴打し、けがを負わせる。	傷害（刑法第２０４条）
同級生を殴ったり、無理やり服を脱がせたりする。	暴行（刑法第２０８条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第２２２条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第２２３条）
教科書などの所持品を盗む。	窃盗（刑法第２３５条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第２４９条）
スマートフォンで裸などの写真、動画を撮って送らせたり、その写真、動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条）

３．いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、該当学級担当、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【いじめ対策委員会の主な役割】

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・見直し・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

４．いじめの未然防止のための取組

①いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
②未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

④全教職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つとともに、生徒が「心の危機（SOS）」を訴えたときに、適切に対応できるように啓発する。
⑤特に配慮が必要な下記生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援とともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
・多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ生徒
・支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童生徒
・海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
・性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている生徒

【主な取組】
・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
・豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
・いじめゼロを目指した生徒会活動
・体験的な活動を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を高める
・いじめに関する校内研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る

５．早期発見
①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
③日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

【主な取組】
・いじめアンケートの実施
・教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える
・生徒の変化について、気付いたことを朝の打合せ、職員会議等において教職員全体で共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る

６．いじめへの対処
①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的な対応や情報収集を綿密に行い事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、被害生徒を守り通す。
②加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
⑤いじめられている生徒の心の傷を癒すために，スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員や養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。
⑥いじめの解消については、以下の要件を満たす必要があることを共通理解する。
・被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
⑦いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、原則としてあらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。

７．インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。
【主な取組】
・外部講師を活用したネットモラル教室の実施
・ネットパトロールの実施
・ネットマナーの向上を目指した生徒会活動
・生徒が主体となったネット利用ルールづくり
・生徒、保護者に向けた啓発資料の発行
・「えべつスマート４Rule」の活用
・学習用端末（Chromebook等）の適切な使用法の指導

８．学校間の連携

いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録などの引継ぎが確実に行われるように整備する。

９．重大事態への対処

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき （２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき　（いじめ防止対策推進法第２８条）

①第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
②第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とする。
③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

（２）学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

④いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査方針や調査項目等を伝え、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

・「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

○　学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

・ 調査組織は「いじめ対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○　調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
・ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
・ これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○　いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

・ 調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
・ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置が必要となる。

○　調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

・ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○　調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

○　教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力